

～保育所（園）を退所するとき・市外へ転出するとき～

内容	必要書類	提出期限	備考
家庭保育が可能になったとき	○退所届	退所月の10日まで	
市外へ転出するとき	○退所届	退所月の10日まで	<p>転出月の末日までがひたちなか市での保育実施になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立（つだ保育所，東石川保育所，那珂湊第一保育所，那珂湊第二保育所）に入所している方 →転出後，現保育所への継続入所はできません。</li> </ul> <p>【例】7/1 転出：7/31 までは継続入所可能，8/1～継続入所不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立（上記以外）に入所している方 →父母の就労先や祖父母宅が本市にある場合は，継続入所が可能です。継続入所を希望する場合は，転出先の市区町村において手続きが必要です。</li> </ul>
転園が決まったとき	○退所届	退所月の10日まで	<p>転園が決定した場合，それまで通っていた保育所（園）は退所になります。転園の辞退はできません。</p>

【よくある質問】

Q：現在，ひたちなか市内の私立保育園に通っていますが，市外への引っ越しを予定しています。転出後も市内に父母の就労先があるため，現在通っている保育園に継続して通いたいと考えています。その場合は，どんな手続きが必要ですか。

A：以下の手続きが必要です。

- ①退所届をお通りの保育所（園）または幼児保育課にご提出ください。（転出後も継続して通う場合であっても，ひたちなか市のお子様としては，転出月の末日で退所になります。）
- ②転出先の市区町村において，継続入所の手続きを行ってください。詳細は転出先の市区町村にお問い合わせください。

Q：現在，ひたちなか市の保育所（園）に通っています。7/1 に転出し，8/1 からは転出先の保育施設に通う予定です。その場合は，現在通っているひたちなか市の保育所（園）には7/2 以降は通えなくなりますか。

A：転出月（7月）の末日までお通いいただけます。